熊本市で発生した過去の選挙事務ミスの
さらなる再発防止策について（答申）

令和２年８月１７日

熊本市選挙事務における持ち帰り票事案等に係る調査検討委員会

熊本市選挙事務における
持ち帰り票事案等に係る調査検討委員会

委員長　　上 野　眞 也

熊本大学　名誉教授

委　員　　小 島　勇 人

総務省 管理執行・主権者教育アドバイザー
一般社団法人 選挙制度実務研究会代表理事

委　員　　西 村　正 一

白山校区自治協議会会長

委　員　　樋 口　雄 三

弁護士
熊本市コンプライアンス担当監

委　員　　竹 田　健

熊本県選挙管理委員会総括書記

目　次

第１部　答申

１．選挙事務におけるミスの再発防止策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２．選挙管理事務とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３．選挙事務従事者（職員の意識改革）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４．主な事例の背景等の考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５．選挙事務改善に対する委員会からの提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第２部　選挙事務で発生したミスの事例検証

事例１　入場整理券の期日前投票用宣誓書部分の記載誤り・・・・・・・・・・・・・・・６
　　・令和元年７月２１日執行　参議院議員通常選挙

事例２　期日前投票者数（中間報告）の県への誤報告・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　　・令和元年７月２１日執行　参議院議員通常選挙

事例３　期日前投票所で不在者投票を受付、不受理扱いとなる・・・・・・・・・・・１３
　　・平成３１年４月７日執行　熊本県議会議員選挙

事例４　啓発チラシの記載誤り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　　・平成３０年７月２２日執行　熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙

事例５　開票録の紛失・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　　・平成２９年１０月２２日執行　衆議院議員総選挙

事例６　点字及び音声選挙公報の政党名の誤記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　　・平成２７年４月１２日執行　熊本市議会議員選挙

事例７　期日前投票者数（中間報告）の県報告への誤報告・・・・・・・・・・・・・２３
　　・平成２６年１２月１４日執行　衆議院議員総選挙

事例８－１　投票集計誤り（小選挙区毎の集計）・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
事例８－２　投票状況一覧の選挙執行日の記載誤り　・・・・・・・・・・・・・・・・２７
事例８－３　投票集計誤り（比例代表選挙の投票集計）・・・・・・・・・・・・・・・２９
事例８－４　当日有権者数の入力誤り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
　　・平成２４年１２月１６日執行　衆議院議員総選

第１部　答　申

１．選挙事務におけるミスの再発防止策について

熊本市は平成 24 年（2012 年）4 月に政令指定都市に移行したが、移行後に熊本市で実施された選挙において発生した選挙事務の過誤、いわゆるミス事案８件に係る発生と経過、原因、対応、及び事務局がとった再発防止策について分析した。本委員会での審議は、事案から窺える過誤の傾向や特性、ミス発生の裏側に潜む原因究明など、熊本市の選挙事務におけるミス再発防止策の全般に及んだ。

一般的に実務では「選挙事務ミス」と言われているが、ミスとは、いわゆる不注意による間違い、不適切な判断や怠慢に基づく行動の結果引き起こされた事象などのことである。これまでの選挙事務で発生した事案には、幸い違法に逸脱した行為や誤りは認められなかった。しかし、間違い、過失、錯誤、過怠に分類されるような事務処理上の誤りが繰り返されていることが分析により判明した。

過誤事案を子細に分析した結果は、大括りにはヒューマンエラーに起因するものと分類できる。しかしこの類型化だけでは明確に説明するのは困難である。これまでミスが起きるたびに、従事する職員体制の充実を図るとともに、ミスの発生は選挙事務に携わる市職員の責任感や知識不足が原因であるとの見立てから、研修や繰り返しの訓練が必要である、そのような取り組みを全庁的に進めると決意が語られてきた。

この指摘は適正な選挙事務体制を構築し運用するにあたって当然の観点である。再発防止策の徹底とはどういうことなのかが問題となる。

選挙事務は市選管や区選管の職員に加えて、一般職員が多数動員されて選挙事務にあたる。その意味で、研修や実地訓練、責任感ある行動を全員がとれること、そして経験を積んだ職員を要の役割に登用すること、過重な労働負担にならないよう配慮することが求められていることは当然である。

そして、もう一段深く問題を考えると、業務に従事する職員間の関係性についても考えておく必要があろう。頼まれ仕事として動員され、誰もが業務に対して責任ある当事者であるという認識を欠き、仕事が早く終わることばかりを願っているといった組織になると、自分事ではない、言われたことだけをやればよい、作業補助の役割と受け止めた仕事ぶりになろう。他の役割を持つ職員の行動にも、投票開票録の集計結果にも関心がないといった姿勢では、ミスを起こさないという緊張感ある相互確認を行えるはずがない。

２．選挙管理事務とは

選挙管理執行事務は、公職選挙法等の選挙に係る各種法令をはじめとするルールを厳格に順守し、公正・的確かつ迅速に行わなければならない。公正・的確な選挙の管理執行には、これを支える「選挙事務従事者」と「投開票事務を正確・迅速に執行するための環境」が共に機能し、そして事故に備える「危機管理体制」が整備されていることが重要である。とりわけ、限られた時間内に行われる投開票事務では、正確性が最優先される。

３．選挙事務従事者（職員の意識改革）

選挙事務は、法定受託事務の受託者、自治事務の主体は市町村であることを認識し、「選挙事務は全職員一人ひとりの自らの仕事であること」、「選挙制度は有権者のためにある」という意識を強く持たなければならない。自治体の防災計画と同等の取り組みがなされることが求められるものであり、選挙事務に対しても使命感を持って従事する職員体制が確立できるはずである。

また、短期間・短時間で行われる選挙が公正・的確かつ迅速に処理されるためには、管理職を含めた職員の一人ひとりの法令の遵守と熱意に依存することが大きいが、事務従事者が一時的な「お手伝い」や「頼まれ仕事」として従事した場合、責任感や緊張感が欠如して、確認漏れや独自判断などの結果、重大な事故に繋がる可能性がある。

４．主な事例の背景等の考察

（再発防止策は「第２部　選挙事務で発生したミスの事例検証」で提言）

（１）選挙事務に使うコンピュータソフトの不具合により発生した過誤

選挙事務の集計等に使うソフトウエアを受注した民間企業が、正しく作動しないソフトウエアを納入した。市選管もそれが正しく動くのかについて事前に確認することなく、選挙で使い、誤りを犯した。民間企業による重大な過失であるが、市選管にも納品された時点で性能上問題がないことを確認する義務を怠った事案である。

（２）投票者への誤った投票案内

不在者投票、期日前投票を十分に確認せずに誤った投票所へ案内した事案であった。職員の知識不足が原因である。場合によっては国民の投票の権利を奪うものになり、選挙制度への信頼感を失う深刻な事態になる可能性のある間違いである。制度への知識と、現場での確認・案内などの手順の習熟度が不足していた。

（３）印刷物作成における過怠

政党名や区名などの誤りに気づかず誤植がある印刷物の印刷を発注し、瑕疵のある成果品納品を見過ごし、市民へ配布した。市民からの通報を受け誤りに気づいた。校正段階で誤りに気づき、修正が行われるべきであるが、それを見逃したことは過怠である。読み合わせなど基本動作が疎かにされている。

（４）報告ミス

集計誤り、入力ミスなどを原因として誤った選挙結果報告や報道を行った。集計フォームがわかりづらいことによる過誤は、コンピュータで報告データを纏め送信できるようにするなど、人為的なミスが起きるような手順を極力なくし機械化していくような改良が求められる。またデータ入力のミスは必ず起き得るものであり、それを検知するソフト上の支援機能や、公表前に一度数字を読んで大きな誤りがないのかを確認することを業務手続きのチェックシートに挙げておくべきである。ヒューマンエラーを避ける方法として、選挙事務のあらゆる場面にコンピュータや機械の導入を積極的に行っていくべきである。

（５）書類の紛失

開票録の紛失など重要な書類が、開票所を片付けるときに何も考えず塵として処分してしまったのか分からないが、明らかに重要書類であることが誰にも分かるような具体的な改善措置が有効である。

（６）誤りを誘発しない業務の進め方

選挙事務は、もし過ちが起きると投票が無効になったり、国民の政治への信頼を大きく失墜したりするおそれがある。またミスを見つけるために票の確定に遅延が生じると、全国の選挙結果にも多大な影響を及ぼす。誤りを起こさないこと、適正かつ迅速に事務を進めることなど、相矛盾する大きなストレスの中で選挙事務は行われることになる。「ミスを犯すな」と声高に言うだけではなく、「人間はミスを犯すもの」を前提に、誤りの発生をどうしたら防げるのか、チームワークのあり方や、選挙事務の処理手順を不断に改善していくことが求められる。業務に従事した者からの当事者としての改善提案も積極的に取り入れていって欲しい。

図１　選挙事務で発生したミスの類型と原因

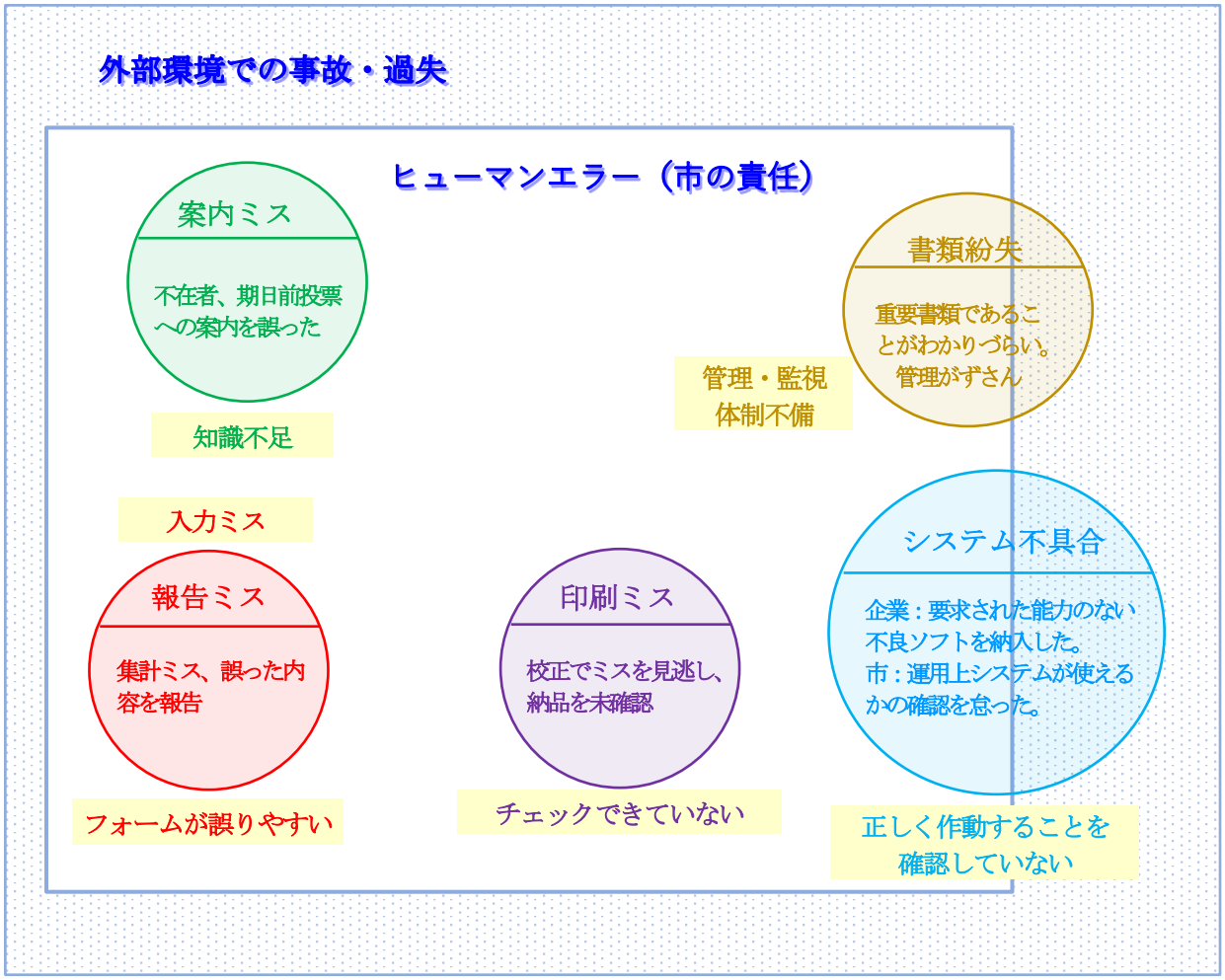

５．選挙事務改善に対する委員会からの提言

市の職員は、選挙事務を自らの職務であると認識するとともに、一人ひとりの一票の総和が選挙結果であり、民主主義の基盤をなすものであることを肝に銘じ、重要な職務を遂行するとの誇りをもって、絶対に誤りは見逃さないという認識のもとに、慎重であると同時に自信を持って事務に当たることが肝要であり、公正・的確な選挙執行できるよう、意識を高める研修を行うことが必要である。併せて、責任の所在も明確にしておくべきである。

知識不足の解消や、判断力を養うためには、実務に即した研修が効果的であり、そのうえで、選挙事務の経験値を積むことで、得るものは大きいと考えられる。今後は、市・区選管職員の連携強化と情報共有に努めるとともに、市・区選管事務局の体制強化として、研修会や勉強会においてミスの事案を取り入れた効果的な内容に改良していく必要がある。

また、他都市で発生した問題であっても、その事例を踏まえてマニュアルを適宜修正し、精度を上げることも大切であり、事前にそれぞれの分担ごとに実際の仕事を想定した研修を行い本番に備えるべきである。

以上のことから、次に掲げる４つの業務手順の改善を、管理監督する市及び区選管の委員長をはじめ各委員の指導のもと、事務局及び市の職員が一丸となって、選挙事務上のミスを起こさないよう、不明票の再発防止策の着実な実行とともに、全力で取り組んでいただくよう強く求めるものである。

（１）ミスの未然防止のための危機管理

開票事務においては、開票事務最高責任者の開票管理者に対し、組織的体制に基く情報伝達と非常時における判断の職務権限を明確化しておく必要がある。投票事務においても同様であり、他都市の有効な選挙事務の方法についても調査・研究し、各種ミス等を想定した危機管理マニュアルを作成しておくことにより、対応に備えられたい。

（２）想定外の事態が発生した場合の指揮命令系統

全く予期しない事故が発生した場合は、まず、ミスの連鎖を止めるべきである。そのまま業務を流し続けると、より大きな複合的なミスに発展することになりかねない。ミスの情報収集や、情報の共有、他の上位組織への報告連絡、指導助言の依頼など、速やかな対応ができる体制整備をしておく。

（３） 作業手順の共有（研修、マニュアル、リハーサル）

危機管理においては、作業手順や作業場のミス防止チェックポイントなどが整理されたマニュアルを整備し、各職員がこれを理解しておくことが重要である。

一般にマニュアルの作成においては、「ステップ（作業手順）」と「ポイント（急所）」が一目瞭然となるようなフォーマット（様式）にすることや、図式やイメージ図などを採用したものとする。また、座学による研修会に加えリハーサルが必要である。本番を想定した内容で行うことになるが、リハーサルにおいて問題点が発見された場合は、速やかにその改善策を検討し再度リハーサルを行うことを怠ってはならない。

（４）当事者としての改善提案

業務に従事した者からの当事者としての改善提案も積極的に取り入れていって欲しい。

第２部　選挙事務で発生したミスの事例検証

事例１　入場整理券の期日前投票用宣誓書部分の記載誤り（市選管）

令和元年７月２１日執行　参議院議員通常選挙

１．発生と経過：令和元年７月３日午前、北区の選挙人から北区選管に問い合わせがあり、「入場整理券の期日前投票用宣誓書の住所記入欄に、北区ではなく中央区と記載してある。」との指摘があった。市内の全選挙人へ郵送している圧着式はがきの入場整理券（資料１）のうち、北区の選挙人へ郵送分のみ、入場整理券の期日前投票宣誓書の住所記入欄に区の名称「北区」を誤って「中央区」と印刷したことが判明した。

２．原　　因：印刷前に行う校正（文字等の確認と修正）の際、印刷業者へ修正依頼していない部分の文字が変更されていた（北区→中央区）。依頼していない部分であったので、文字の変更を見過ごしたもの。

印刷の許可を行う最終の校正の際には、依頼した修正部分のみではなく、印刷面の全体を確認する必要があった。

※背景として、印刷前に行う校正において初校は隅々まで確認するが、第２校からは修正部分のみしか確認していなかった。修正の指示をしない場所は変更されていないと先入観があった。

市選管の確認不足。

３．対　　応：①選挙人が持参した入場整理券の誤記載の部分は、期日前投票所において手書き修正等で対応した。

②市ホームページに誤りの内容を掲載し、北区の期日前投票所に宣誓書記載案内係を配置し対応した。

③北区の各自治会の回覧板を利用し、誤りの周知を行った。

４．再発防止策

（１）当時の再発防止策

・印刷時の校正は、職員２人での読み合わせを徹底し、最終校正については、修正か所のみではなく、全ての記載事項を確認する。

・次回の選挙から、区名の書き込みは行わないこととする。

（２）調査検討委員会の再発防止策

・印刷時の校正は、職員２人での読み合わせを徹底し、チェックリストで記載事項を確認する。最終校正については、修正か所のみではなく、必ず全ての記載事項を複数人で確認し、確認者の署名を付し、責任の所在を明確にする。

（資料１）

投票所入場整理券（圧着ハガキの中面）

※期日前投票をされる方だけ、記入してください。

期日前投票宣誓書

選挙人名簿に記載されている住所	
熊本市中央区	
氏　名（ふりがな）	生　年　月　日
	明・大・昭・平 年　月　　日

私は、第25回参議院熊本県選出議員選挙、参議院比例代表選出議員選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。

※該当する事由を○で囲んでください。

1　仕事等	ア．仕事　イ．学業　ウ．地域行事の役員の仕事 エ．本人又は親族の冠婚葬祭　オ．その他（　　）
2　レジャー・用事等	ア．他の市区町村 イ．市内（投票区外）に外出、旅行、滞在中
3　病気等	ア．病気、負傷、歩行困難、出産 イ．その他（　　）
5　住所移転	ア.住所移転のため、他市区町村へ移住
6　悪天候等	ア．天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記、真実であることを誓います。

令和　元　年　○　月　○　日

※下記の欄には記入しないでください。

投票区	頁	番号	電算入力		交付	
			選	比	選	比

校正中、「北区」から「中央区」に。

事例２　期日前投票者数（中間報告）の県への誤報告（中央区、西区、南区選管）

令和元年７月２１日執行　参議院議員通常選挙

１．発生と経過：期日前投票状況の県への中間報告において、期日前投票者数と在外投票の期日前投票者数を加算する際に、本来加算すべきではない在外投票の在外公館投票の数値も加算した数値を県選管へ報告したため、県集計の期日前投票者総数（2 日前現在）が誤って新聞報道されたもの。

西区の 7 月 19 日の資料を作成した担当者と別の担当者が 20 日の資料を作成した際、19 日の資料の誤りに気付いた。その後、市選管に報告し、他区も調べた結果、中央区と南区の誤りにも気付いた。

（別紙　２－１　在外選挙制度について）

① 7/19(金)20:30 在外投票の期日前投票者数（2 日前現在）を県報告用パソコンへ誤入力

【中央区】（正）選挙区　2 人、比例 2 人
（誤）選挙区 27 人、比例 26 人
【西　区】（正）選挙区　0 人、比例 0 人
（誤）選挙区　4 人、比例 4 人

7/20(土)21:40 西区から市選管及び県選管へ報告誤りについて相談、対応を協議。

22:14 西区から県選管へ修正した。

7/21(日)新聞に「熊本選挙区 214,573 人・比例代表 214,633 人」「全国の選挙区 14,172,236 人」が 19 日までに期日前投票したと掲載された。

② 7/20(土)20:30 在外投票の期日前投票者数（前日現在）を県報告用パソコンへ誤入力

【中央区】（正）選挙区 2 人、比例　2 人
（誤）選挙区 27 人、比例 26 人
【南　区】（正）選挙区 0 人、比例　0 人
（誤）選挙区 13 人、比例 12 人

7/21(日)7:30 南区から県選管へ訂正報告

7/21(日)8:15 中央区から県選管へ訂正報告

２．原　　因：報告担当者の知識不足、チェック体制の不備

※背景として、区選管がパソコンを使用して行う県への報告は複数の種類があり、期日前・不在者・在外に詳しくない職員が行っていたため、間違いに気づかなかった。また、送信時間は期日前投票の終了後であり、他の職員はそれぞれの業務を行っているなど、相談できる職員が少なかった。

※事例７と同様の誤りであり、市選管から他区への情報共有や注意喚起ができていなかった。

区選管職員の知識不足。

３．対　　応：県選管への訂正報告

４．再発防止策

（１）当時の再発防止策

・県への期日前投票者数報告は、管理職がチェックする。

・在外選挙人には住民情報がないので、住民情報を利用した選挙システムが使用できない。そこで、表計算ソフト（Excel）を使用して県選管が作成した管理表（別紙　２－２）を基に作成した市選管の集計表（別紙　２－３）については、誤りが起きにくいような様式へ見直しを行う。

・担当者研修を徹底する。

（２）調査検討委員会の再発防止策

・県への期日前投票者数報告は、区選管の管理職を含めた複数人がチェックしたうえで、市選管が内容を確認した後に行う。

・在外選挙人には住民情報がなく、報告の基となる表の作成には、住民情報を利用した選挙システムが使用できないので、表計算ソフト（Excel）を使用して県選管が作成した管理表（別紙　２－２）を基に作成した市選管の集計表（別紙　２－３）については、誤りが起きにくいような様式へ見直しを行う。

・区選管の県への報告担当者に対し、在外投票に対する研修を行う。

（別紙２－１）

在外選挙制度

○在外選挙制度について

仕事や留学などで海外に住んでいる方が、国政選挙（衆議院議員及び参議院議員の選挙）に投票できる制度。在外投票ができるのは、日本国籍を持つ 18 歳以上の者で、在外選挙人名簿に登録（申請必要）され在外選挙人証を持っている方。

○在外選挙人名簿登録について

（１）登録資格

１．年齢満 18 歳以上。

２．日本国籍の方。

３．海外に 3 か月以上居住（住所を管轄する在外公館等の管轄区域内に引続き 3 か月以上居住）。

（２）在外選挙人名簿に登録される市区町村

１．登録申請先は、原則として申請者の最終住所地（国外転出時に居住していた市町村）の選挙管理委員会。

○投票方法

次の 4 つの投票方法により投票することができる。

（１）在外公館投票

領事館等に出向いて投票する。

（２）郵便等投票

本人の登録されている在外選挙人名簿がある選挙管理委員会に対し投票用紙等を請求し、記載後、返送する。

（３）日本国内（不在者）投票

一時帰国等で国内に滞在されている方は、在外選挙人名簿登録先の不在者投票ができる。

（４）日本国内（期日前・当日）投票

一時帰国等の場合は、在外選挙人名簿登録先の指定期日前投票所・指定当日投票所で投票を行うことができる。

※（１）～（３）については、有権者から提出された投票用紙は区選挙管理委員会にて保管され、選挙当日に指定在外投票所にて投票管理者、立会人の前で投票箱に投函される。

※在外選挙人は国内に住民票がないため、国内の選挙人名簿に登録されておらず、別途、在外選挙人名簿で管理し、毎日の投票者数を表計算ソフト（エクセル）で管理している。

（別紙２－２）

期日前投票状況（参議院（比例代表））

市町村名	熊本市〇区

県の投開票速報担当者会議で指定された日時を記載する。

日　時	〇〇日前

現在

県への報告日までに国内の期日前投票所で投票した期日前投票者数を記載する。

期日前投票者数（国内）

男	女	計
100 人	200 人	300 人

県への報告日までに**国内の期日前投票所で投票した**在外期日前投票者数を記載する。

期日前投票者数（在外）

男	女	計
1 人	3 人	4 人

上記の国内の期日前投票者数と在外期日前投票者数の合計を記載する。

期日前投票者数（国内＋在外）

男	女	計
101 人	203 人	304 人

担当者名	〇〇担当者
電話番号	0123-456-7890
送信時刻	〇〇時〇〇分

R1.7.21　執行　　新様式

期日前・不在者・在外　投票記録簿（男女別）　　参議院熊本県選出議員　選挙

期日前投票		7/5		7/6		7/7		7/8		7/9		7/10		7/11		7/12		7/13		7/14		7/15		7/16		7/17		7/18		7/19		7/20		7/21		死亡等引抜		計	
市役所別館	男	120		175		194		159		160		95		141		188		107		192		235		185		229		176		269		320		0		0		2,945	
	女	146	266	189	364	231	425	256	415	257	417	179	274	212	353	291	479	152	259	236	428	320	555	354	539	372	601	375	551	518	787	537	857	0	0	0	0	4,625	7,570
大江公民館	男	127		233		319		157		168		113		142		145		163		277		350		211		258		204		273		501		0		0		3,641	
	女	140	267	270	503	376	695	174	331	211	379	162	275	201	343	184	329	195	358	306	583	402	752	287	498	375	633	322	526	366	639	672	1,173	0	0	0	0	4,643	8,284
上下水道局	男	55		82		133		57		44		41		48		34		53		102		149		80		91		87		121		243		0		0		1,420	
	女	50	105	90	172	135	268	55	112	47	91	53	94	47	95	51	85	65	118	114	216	143	292	111	191	101	192	103	190	166	287	307	550	0	0	0	0	1,638	3,058
中央区計	男	302		490		646		373		372		249		331		367		323		571		734		476		578		467		663		1,084		0		0		8,006	
	女	336	638	549	1,039	742	1,388	485	858	515	887	394	643	460	791	526	893	412	735	656	1,227	865	1,599	752	1,228	848	1,426	800	1,267	1,050	1,713	1,516	2,580	0	0	0	0	10,906	18,912

不在者投票		7/5		7/6		7/7		7/8		7/9		7/10		7/11		7/12		7/13		7/14		7/15		7/16		7/17		7/18		7/19		7/20		7/21		死亡等引抜		計	
十八歳未満等	男	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設等投票	男	0		0		0		0		0		0		0		0		17		1		0		0		17		55		19		26		0		0		135	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	46	63	2	3	0	0	0	0	24	41	49	104	31	50	32	58	0	0	0	0	188	323
郵便等投票	男	0		0		0		0		1		2		1		0		1		2		1		0		0		1		0		0		0		0		9	
	女	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	0	2	3	4	1	1	0	1	0	2	0	1	3	3	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11	20
滞在地投票	男	0		1		1		0		2		1		0		1		1		3		8		6		5		12		5		6		12		0		64	
	女	0	0	0	1	1	2	0	0	0	2	1	2	2	2	1	2	1	2	2	5	3	11	2	8	9	14	9	21	10	15	11	17	20	32	0	0	72	136
船員（指定港）	男	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
	女	0	0	0	0	0								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船員（船舶内）	男	0		0		0										0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
	女	0	0	0	0	0								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船員（洋上）	男	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定国外派遣組織	男	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		1		0		0		1	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
南極調査組織	男	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央区計	男	0		1		1		0		3		3		1		1		19		6		9		6		22		68		24		33		12		0		209	
	女	0	0	0	1	1	2	1	1	2	5	1	4	9	10	2	3	47	66	4	10	3	12	5	11	34	56	58	126	41	65	43	76	20	32	0	0	271	480

報告が必要な部分を青色にした。

在外投票		7/5		7/6		7/7		7/8		7/9		7/10		7/11		7/12		7/13		7/14		7/15		7/16		7/17		7/18		7/19		7/20		7/21		死亡等引抜		計	
期日前	男	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
不在者	男	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
在外公館	男	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		11		0		0		0		11	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	25	0	0	0	0	0	0	14	25
郵便等	男	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央区計	男	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		11		0		0		0		11	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	14	25	0	0	0	0	0	0	16	27

（別紙２－３）

事例３　期日前投票所で不在者投票を受付、不受理扱いとなる（北区選管）

平成３１年４月７日執行　熊本県議会議員選挙

１．発生と経過：熊本県議会議員一般選挙（熊本市第一選挙区）における北区の市役所１４階大ホール期日前投票所において、期日前投票最終日の４月６日（土）午後７時５７分頃に１０人の選挙人が同時に北区期日前投票所に来所したが、期日前投票かを確認しないまま、期日前投票管理者が投票所閉鎖時刻間近であったため期日前投票所内に誘導したところ、不在者投票の選挙人であった。

不在者投票所は、「本庁舎」とは別のビルである「市役所別館自転車駐車場」の８階会議室に設置してあり、そこを案内すべきであった。

期日前投票所において、期日前投票管理者が本来受け取ることができない不在者投票を受け取ってしまったため、受け付けることができなかった。

その後、期日前投票管理者が市選管事務局に問い合わせて判明した。そこで、10 人の選挙人の住所地、合志市(1 人)、益城町(2 人)、菊陽町(2 人)、玉名市(1 人)、宇城市(2 人)、荒尾市(1 人)、熊本市東区(1 人)の各選管へ、不在者投票用紙等を返還する旨の連絡を行った。

２．原　　因：①期日前投票最終日の投票所閉鎖時刻間際の来所で、期日前投票か不在者投票かを確認しないまま、期日前投票所内に誘導することを優先させた。

②投票管理者が、期日前投票と不在者投票の違いを熟知していなかった。

③投票管理者が、区選管に確認するなど、慎重な対応をしなかった。

※背景として、通常の期日前投票とは異なる封筒や用紙等を持参して投票所に来場されたうえ、時間的な余裕もなく、普通の投票と違うと感じたら区選管に確認し、対応の指示を受けるべきだった。

投票管理者の知識不足。

３．対　　応：住所地の市区町の選管に誤りを連絡し状況を説明、不在者投票用紙等を各選管へ返還した。

４．再発防止策

（１）当時の再発防止策

・研修マニュアル(別紙 3 研修マニュアル(抜粋)) に記載、研修の中で周知徹底を図る。

・最終日午後 7 時 40 分頃、市役所本庁舎 1 階の出入口に職員 2 名が立って案内を行う。

（２）調査検討委員会の再発防止策

・研修マニュアル(別紙 3 研修マニュアル(抜粋))に記載し研修の中で周知徹底を図る。

・最終日午後 7 時 40 分頃、市役所本庁舎 1 階の出入口に職員 2 名が立って案内を行う。

（別紙３）

○各区の不在者投票所

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">施設名および設置場所</th><th colspan="2">不在者投票の種類・取扱場所</th></tr>
<tr><th>滞在先（旅行・仕事先）先で行う投票</th><th>１８歳に達していない人の投票</th></tr>
<tr><td>中央区</td><td>熊本市役所別館自転車駐車場
８階会議室
（中央区花畑町９番１号）</td><td rowspan="5">他市区町村の選挙人名簿に登録されている者が、熊本市で不在者投票をしようとする場合は、<u>各区いずれの不在者投票所でも投票できる</u>。
<u>本人の希望する不在者投票所を案内する</u></td><td>中央区の選挙人名簿に登録されている方は、中央区の不在者投票所のみで投票</td></tr>
<tr><td>東　区</td><td>東区役所 1 階 102 会議室
（東区東本町 16 番 30 号）</td><td>東区の選挙人名簿に登録されている方は、東区の不在者投票所のみで投票</td></tr>
<tr><td>西　区</td><td>西区役所 2 階総務企画課
（西区小島 2 丁目 7 番 1 号）</td><td>西区の選挙人名簿に登録されている方は、西区の不在者投票所のみで投票</td></tr>
<tr><td>南　区</td><td>南区役所 2 階総務企画課
（南区富合町清藤 405 番地 3）</td><td>南区の選挙人名簿に登録されている方は、南区の不在者投票所のみで投票</td></tr>
<tr><td>北　区</td><td>北区役所 2 階総務企画課
（北区植木町岩野 238 番地 1）</td><td>北区の選挙人名簿に登録されている方は、北区の不在者投票所のみで投票</td></tr>
</table>

○期日前投票所に不在者投票の方が来られた場合の対応

① 滞在（旅行・仕事等）先で行う投票

自己の登録されている選挙人名簿の属する市区町村以外の市区町村の選挙管理委員会において投票する制度（例えば、出張先や旅行先が熊本市である場合）。

【対応方法】

上記の不在者投票所を案内する（**各区どこの不在者投票所でも、投票することができる**ため、**<u>本人の希望する不在者投票所を案内する</u>**）。

② １８歳に達していない人の投票

選挙期日当日には１８歳であるが、期日前投票を行おうとする時点でまだ１７歳の人は期日前投票をすることができない。

【対応方法】

１８歳を迎えるまでは不在者投票を行う（**その<u>選挙人が属する区の不在者投票所に限られるため、選挙人が属する区の不在者投票所を案内する</u>**）。

※ 不明な点については、速やかに区選管に問い合わせるなど、適時適切な処理をすること。

その他、**指定施設等における投票**、**郵便による投票**などがある。

事例４　啓発チラシの記載誤り（市選管）

平成３０年７月２２日執行　熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙

１．発生と経過：熊本県議会議員補欠選挙（熊本市第二選挙区）（西区・南区）の執行に伴い、作成した啓発チラシ中、【投票できる方】の「転出」の項目で、

（正）「平成３０年３月１４日以降熊本市（西区及び南区）・・・」

（誤）「平成３０年４月１３日以降熊本市（西区及び南区）・・・」

と転出日を誤記載した。

啓発チラシは、選挙人に投票日、投票できる方、期日前投票所等を知らせるため、選挙時に作成しポスティングにより各戸配布している。

同補選では西区、南区の各世帯に７月２日から配布を開始した。同日夜、市選管事務局の担当者が投・開票事務取扱要領を作成している際に、誤記載が判明し配布を中断したが、南区富合町、南区城南町の計約５千世帯に配布済みであった。

※西区 約４万世帯、南区 約５万世帯（熊本市の推計人口より）

２．原　　因：選挙人名簿は、選挙人が熊本市に転入届（住民票が作成された日）した後、定時登録として毎年３月、６月、９月、１２月の各月１日で３か月以上引き続き居住している者、又は選挙時登録として告示日の前日で３か月以上引き続き居住している者を登録している。

また、転出（転出日）して４か月以上経過した選挙人は、定時登録日、及び選挙時登録日、また選挙期間中は毎日、選挙人名簿から抹消している。

この補欠選挙において、転出者の投票について考えると

（１）登録基準日（告示日の前日）　平成３０年７月１２日。

（２）転出先の県内市町村の選挙人名簿に登録される可能性があるのは、登録基準日の３か月前の平成３０年４月１２日までに転入届をした者。

（３）そこで、転出先の県内市町村の選挙人名簿に登録されないのは、熊本市を平成３０年４月１３日以降に転出した者であるので、チラシに表記した。

しかし、転出先の県内市町村では補欠選挙を行っていないため、転出後４か月を過ぎ選挙人名簿から抹消されるまで、熊本市で投票できることとなるので、期日前投票の初日（告示日の翌日）７月１４日から４か月前の平成３０年３月１４日が正しい日付となる。

※名簿登録要件に間違いはなく、選挙人名簿作成、転出者へのお知らせはがきの作成は正しく行われた。啓発チラシ作成時には気づかず７月２日の時点で上記（３）の事由による記載日違いが判明した。

※３月１４日から４月１２日までの転出者数　３７０人

※背景として、政令指定都市移行後初めての補欠選挙であり、また、名簿担当との連絡も適切に行えなかった。

市選管担当者の知識不足。

３．対　　応：①誤記載の啓発チラシを配布した世帯には、「お詫びと訂正について」の文書（別紙４－１）をポスティングにより配布した。

②誤記載を修正した正しい啓発チラシは、ポスティングにより、７月１３日（告示日）までに配布した。

なお、県内市外転出者で投票できる方には、今までどおり「熊本県議会議員補欠選挙のお知らせ」のはがき（別紙４－２）を郵送した。

４．再発防止策

（１）当時の再発防止策

・選挙は、国政、県知事・県議、市長・市議等により、選挙人名簿の登録要件（市内転居、県内市外転出、県外転出）等が異なるため、各種選挙について検討しマニュアル化を図る。

（２）調査検討委員会の再発防止策

・選挙は、国政、県知事・県議、市長・市議等により、選挙人名簿の登録要件（市内転居、県内市外転出、県外転出）等が異なるため、選挙毎に検討し、選挙の種類毎に標準的なマニュアルを作成し、管理職が確認する。

（別紙４－１）

平成３０年７月

熊本県議会議員補欠選挙熊本市第二選挙区（西区・南区）の啓発チラシのお詫びと訂正について

先日、配布を行いました「熊本県議会議員補欠選挙熊本市第二選挙区（西区・南区）」の啓発チラシの内容に誤記載がありました。

お詫びして訂正させていただきます。

※　訂正内容

【投票できる方】の「転出」の項目のうち、

「平成３０年４月１３日以降に熊本市（西区及び南区）を転出し、」を

「平成３０年３月１４日以降に熊本市（西区及び南区）を転出し、」に訂正いたします。

なお、平成３０年３月１４日以降に熊本市西区・南区から県内の他市町村に転出された方には、別途「選挙に関するお知らせ」を郵送し、御通知させていただきます。

誠に申し訳ございませんでした。

熊本市選挙管理委員会事務局

【修正後の見本】

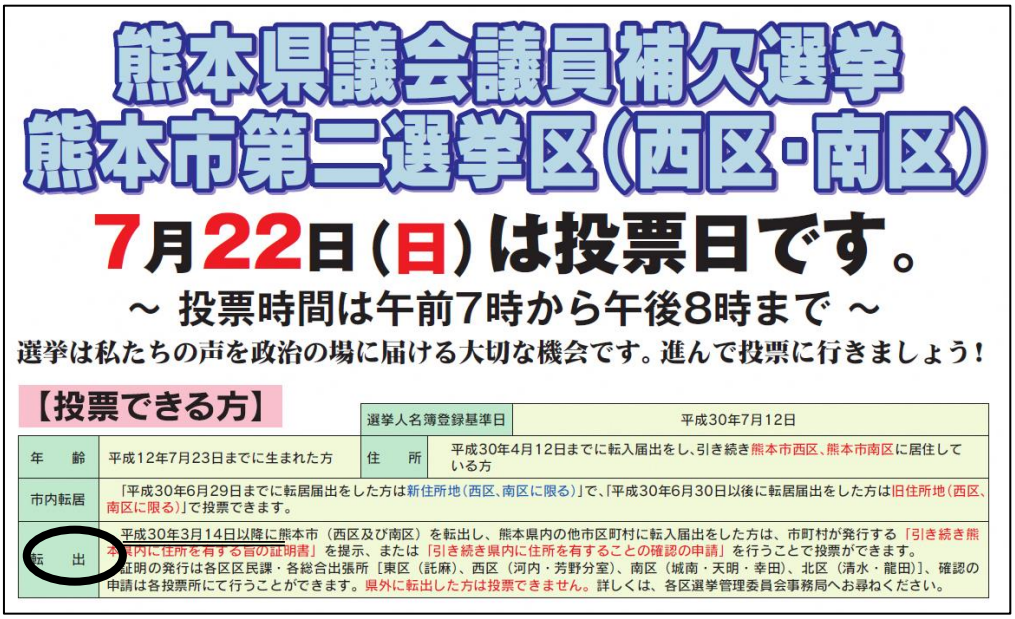

熊本県議会議員補欠選挙
熊本市第二選挙区（西区・南区）
7月22日（日）は投票日です。
～ 投票時間は午前7時から午後8時まで ～
選挙は私たちの声を政治の場に届ける大切な機会です。進んで投票に行きましょう！

【投票できる方】

		選挙人名簿登録基準日	平成30年7月12日
年　齢	平成12年7月23日までに生まれた方	住　所	平成30年4月12日までに転入届出をし、引き続き熊本市西区、熊本市南区に居住している方
市内転居	「平成30年6月29日までに転居届出をした方は新住所地（西区、南区に限る）」で、「平成30年6月30日以後に転居届出をした方は旧住所地（西区、南区に限る）」で投票できます。		
転　出	平成30年3月14日以降に熊本市（西区及び南区）を転出し、熊本県内の他市区町村に転入届出をした方は、市町村が発行する「引き続き熊本県内に住所を有する旨の証明書」を提示、または「引き続き県内に住所を有することの確認の申請」を行うことで投票ができます。証明の発行は各区区民課・各総合出張所［東区（託麻）、西区（河内・芳野分室）、南区（城南・天明・幸田）、北区（清水・龍田）］、確認の申請は各投票所にて行うことができます。県外に転出した方は投票できません。詳しくは、各区選挙管理委員会事務局へお尋ねください。		

【お問合せ先】　〒８６０－０８０６　熊本市中央区花畑町９番２４号
熊本市選挙管理委員会事務局（ＴＥＬ：０９６－３２８－２７７１）

（別紙４－２）

○転出者に対する選挙の案内はがき

（表面）

熊本県議会議員補欠選挙のお知らせ

投票日　平成３０年７月２２日（日）

郵便はがき

選　挙

県外転送不要

料金後納
郵便

このはがきは、熊本市より転出された方で現在まで熊本市の選挙人名簿に登録されている方へのお知らせです。

投票の方法については、裏面をお読みください。

ただし、現住所地の選挙人名簿に登録された方は、熊本市では投票できません。

◎不在者投票の請求および投票のお問い合わせ

熊本市西区選挙管理委員会事務局

〒861-5292

熊本市西区小島２丁目７番１号

（裏面）

投　票　の　方　法

１ 引き続き熊本県内にお住まいの方は投票できます。

投票する際は、「引き続き熊本県内に住所を有する旨の証明書」（以下、居住証明書）が必要となりますが、持参される必要はありません。

なお、居住証明書（県内の他市町村へ転出し、引き続きその市町村に居住中であることを証明する書類）は市区町村窓口で発行（無料）されます。取得されて持参されてもかまいません。

２　次の①～③のうち、いずれかの方法で投票することができます。

① 投票日に投票する。

この**はがき**を持参して、熊本市の元住んでいた所の投票所で投票してください。

（投票日　７月２２日（日）　午前７時 ～ 午後８時）

② 熊本市で期日前投票をする。

この**はがき**を持参して、下記の期日前投票所で投票してください。

○区役所・まちづくりセンター

期間：７月１４日（土）～７月２１日（土）

時間：午前８時 30 分 ～ 午後８時

場所：西区役所、河内まちづくりセンター、花園まちづくりセンター

○熊本市役所別館自転車駐車場８階

期間：７月１５日(日)～７月２１日(土)

時間：午前９時 ～ 午後８時

※上記以外の期日前投票所では投票できません。

※宣誓書（期日前投票所にあります）の記入が必要です。

③ 現住所地で不在者投票をする。

右側の宣誓書兼請求書（枠内）に必要事項を記入し、熊本市西区選挙管理委員会不在者投票所宛、この**はがき**を封筒に入れて郵送してください。

その後、投票用紙等を郵送しますので、直ちにお近くの選挙管理委員会へ持参して不在者投票を行ってください。※この方法では郵送に日数を要しますので、**早めに手続きを行ってください。**

不在者投票宣誓書兼請求書

私は、平成３０年７月２２日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙の当日、下記に該当する見込みです。

以上、真実に相違ないことを誓い、投票用紙等を請求します。なお、熊本市西・南区から転出している場合には、引き続き熊本県内の区域内に住所を有することの確認をお願いします。

平成３０年　７月　　日

熊本市西区選挙管理委員会委員長 様

不 在 者 投 票 事 由

現 住 所（投票用紙を送る所）
（〒　　－　　）
熊本県

に移転のため

氏　　名

生 年 月 日	明・大・昭・平　　年　月　日
緊急連絡先(電話)	－　　－
選挙人名簿に載っている住所（元住んでいた所）	熊本市西区

事例５　開票録の紛失（南区選管）

平成２９年１０月２２日執行　衆議院議員総選挙

１．発生と経過：衆議院議員総選挙の小選挙区選挙熊本県第２区の南区内の開票作業を、平成２９年１０月２２日（日）午後９時３０分から富合小学校体育館開票所にて行い、同日午後１１時３８分に小選挙区の開票が終了後、「衆議院議員小選挙区選出議員選挙熊本県第二区熊本市南区開票録」を作成し、その後保管しているものと思い込んでいた。

しかし、翌２３日（月）午前９時３０分頃に、南区選管職員が小選挙区の開票録（別紙５ 開票録様式）がないことに気づき、開票所、運搬車両、機材、南区役所等をくまなく探した。また、開票録が作成された時点から紛失に気づくまで時系列に関わった人物や事務の内容について検証を行い、捜索を徹底的に行ったが発見できなかった。

２．原　　因：２２日（日）午後１１時４５分頃に開票録を作成し、開票管理者及び開票立会人から署名及び印鑑を徴取後、担当職員がファイルに保管していたが、２３日（月）午前０時４０分頃に投票点検台に並べられた有効投票用紙と無効投票用紙を大封筒に封入する際に、ファイルから開票録を取り出し小選挙区の有効投票数と無効投票数を記載し、同様に比例代表、国民審査についても記載を行った。その後、担当職員がファイルに保管すべきところ投票点検台に小選挙区のみの開票録を置き忘れていたため、開票終了後の開票所撤去作業中に紛失したもの。

※背景として、区選管の担当者が、開票録の重要性は認識していたが、他の業務も行っていたため、適切な管理ができなかった。

区選管担当者の確認不足。

３．対　　応：２４日（火）午後、開票立会人４名に紛失をお詫びするとともに、開票録の再作成について説明し、開票録と開票結果集計表を用いて候補者の得票数、有効投票数、無効投票数等を確認、開票録が正しく再現されていることについて了解され、再度署名、押印を行い、再作成した。

４．再発防止策

（１）当時の再発防止策

・市選管、区選管で実務研修を実施しており、その中において適切な事務処理の徹底を重点課題として行う。また、開票録用のケースを購入し、開票録作成後直ちに区選管職員が２名正副でケースに入れ、ケース上部に「開票録ケース」と目立つように記載し、厳重に保管、有効・無効投票数の記載の際には、開票録は使用しないこととする。開票録等の書類を取り扱う職員は、開票終了後の開票所の撤去作業には従事せず、速やかに区役所に帰庁し、書類の確認・整理及び保管を確実に行う。

（２）調査検討委員会の再発防止策

・市選管、区選管で開票事務の実務研修を選挙時に複数回実施しており、その中において開票録を実際に作成し、保管方法、移送方法など、本番と同様のリスクも想定した、具体的な現状に合わせた研修を行う。

開票録専用のケースを購入し、ケース上部に「開票録ケース」と目立つように記載したものを用意する。開票時、開票録を作成したら直ちに区選管の担当職員２名で専用ケースに入れ、厳重に保管する。有効・無効投票数の記載の際には、開票速報（最終）を用い、開票録は使用しないこととする。

開票録等の書類を取り扱う担当職員２名は、開票終了後の開票所の撤去作業には従事せず、速やかに区役所に帰庁し、書類の確認・整理及び保管を行う。

（別紙５）

衆議院小選挙区選出議員選挙開票録

平 成 29 年 10 月 22 日 執 行　　熊本市南区開票区

1 開票所開設場所	富合小学校 体育館				
2 開票立会人	候補者届出政党	左記以外の党派	氏 名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由
(1) 候補者の届出による者				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
(2) 候補者届出政党 の届出による者				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
2 開票立会人	候補者届出政党	左記以外の党派	氏 名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由
(2) 候補者届出政党 の届出による者				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
(3) 区の選挙管理委員会の選任した者				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
(4) 開票管理者の選任した者				午(前・後) 時 分	
				午(前・後) 時 分	
3 開票所開閉時刻	平成 年 月 日午(前・後) 時 分開始 平成 年 月 日午(前・後) 時 分閉鎖				
4 拒否の決定等を受けた投票	受 理		不受理		
5 開票の結果					
(1) 投票の内訳	投票総数 票		有効投票①		無効投票② 票 無効投票率 %
(2)有効投票の内訳	別紙その1のとおり				
(3)無効投票の内訳	所定の用紙を用いないもの	候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの	候補者届出政党の届出要件に該当していなかった政党その他の政治団体の届出に係る候補者、除名、離党その他の事由により当該候補者届出政党に所属する者でなくなった旨の届出がされた候補者又は候補者届出政党が一の選挙区において、重ねて届け出た候補者の氏名を記載したもの		2人以上の候補者の氏名を記載したもの
	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名のほか、他事を記載したもの	候補者の氏名を自書しないもの	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの	白紙投票	単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの
(4)点字投票	有効	無効	合計				
(5)各候補者の得票数	別紙その2のとおり						
6 開票事務従事者	総数 人内	1 市区町村選挙管理委員会書記 人 2 市区町村の職員 人 3 その他の者 人					

平成 年 月 日調製

開票管理者（職）

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人	開票立会人
開票立会人	開票立会人
開票立会人	開票立会人
開票立会人	開票立会人
開票立会人	開票立会人

事例６　点字及び音声選挙公報の政党名の誤記載（市選管）

平成２７年４月１２日執行　熊本市議会議員選挙

１．発生と経過：点字、及び音声選挙公報を対象者８０名の方に送付したが、4 月 9 日午前、点字の選挙公報を読まれた方から電話で「１人の候補者の政党名に誤りがある。」との指摘を受け判明した。

２．原　　因：点字、及び音声選挙公報を業者に委託する際、原稿作成の段階で誤ったデータを渡し、その後も誤りに気づかなかったもの。

３．対　　応：①正しい点字、音声の選挙公報を作成し、対象者８０名の自宅へ職員が直接訪問し、誤ったものを回収、正しいものに差し替えた。

②期日前及び当日投票所において、点字投票又は目が不自由なため代理投票の申し出があった場合、個別の対応をとるよう周知徹底を図った。

・読んでない（聞いていない）場合

投票所に備え付けの点字の名簿を渡すか、代理投票を行う。

・読んだ（又は聞いた）場合

最初に送った選挙公報点字版に誤りがあったことをお詫びし、職務代理者又は庶務係が記載台に掲示してある全ての候補者名及び政党名を読み上げる。

※背景として、資料を作成するのが告示日（立候補者受付）後、速やかに行わなければならなかったので、読み合わせも含めて、十分な確認ができなかった。

市選管の確認不足。

４．再発防止策

（１）当時の再発防止策

・市選管から点字、音声選挙公報の作成を依頼するに際に、複数の職員による読み合わせを行うなど、元データの二重チェックを徹底する。

（２）調査検討委員会の再発防止策

・市選管から点字、音声選挙公報の作成を依頼する際に、複数の職員による読み合わせを行い、管理職が最終の許可を行うこととする。また、依頼するデータと元となるデータとの読み合わせを徹底する。

事例７　期日前投票者数（中間報告）の県報告への誤報告（南区選管）

平成２６年１２月１４日執行　衆議院議員総選挙

１．発生と経過：南区選管事務局において、投票日の前日に、前日現在の期日前投票状況（在外分）を県選管へ報告する際に、在外の期日前投票者数は「０」であったが、誤って在外投票者数を入力した。
開票日当日（14 日）開票所で県選管に最終の投票結果を報告する際に、以前、期日前投票の中間報告したものが間違いと気付いた。

２．原　　因：投票日の前日現在の期日前投票状況（在外分）を県選管へ報告する際に、在外投票記録簿の在外期日前投票者数は「０」であったが、在外投票記録簿の合計欄（在外公館投票を含む）の数値を誤って県速報システムに入力し報告した。入力後も合計欄で確認を行ったため、間違いに気付かなかった。在外期日前投票者数は県選管から総務省に報告、報道発表された。
最終の報告については、正しい投票者数であった。
※背景として、区選管がパソコンを使用して行う県への報告は複数の種類があり、期日前・不在者・在外に詳しくない職員が行っていたため、間違いに気付かなかった。また、送信時間は期日前投票の終了後であり、他の職員はそれぞれの業務を行っているなど、相談できる職員が少なかった。
区選管職員の知識不足。

３．対　　応：開票日当日、前日に報告した在外期日前投票者数の誤りに気付き、直ちに県選管に修正報告したため、投票結果及び開票結果には影響はなかったが、選挙終了後、総務省発表の期日前投票者数が訂正されることになった。

４．再発防止策

（１）当時の再発防止策

・独自の在外投票記録簿を基に入力するのではなく、県速報システムの入力票に対応した在外投票記録簿を作成し、正確な入力及び内容を理解している者による確認作業の徹底を図る。

（２）調査検討委員会の再発防止策（事例２と同じ）

・県への期日前投票者数報告は、区選管の管理職を含めた複数人がチェックしたうえで、市選管が内容を確認した後に行う。

・在外選挙人には住民情報がなく、報告の基となる表の作成には、住民情報を利用した選挙システムが使用できないので、表計算ソフト（Excel）を使用して県選管が作成した管理表（別紙　２－２）を基に作成した市選管の集計表（別紙　２－３）については、誤りが起きにくいような様式へ見直しを行う。

・区選管の県への報告担当者に対し、在外投票に対する研修を行う。

事例８－１　投票集計誤り（小選挙区毎の集計）（市選管）

平成２４年１２月１６日執行　衆議院議員総選挙

１．発生と経過：各区から報告された「投票結果」を市選管のパソコンにより集計するシステムを採用し、市全体としての投票結果を発表することにしていた。
しかし、衆議院小選挙区選挙の区割りにより９開票区（別紙８－１－１）の開票所があるため、投票録の集計に時間がかかり、２２時３０分の発表予定時刻になっても発表できなかった。
２３時２５分頃に市全体の集計が終了し、投票状況一覧表を作成し発表したが、投票集計システムのプログラムミスにより、東区第１区の数字は小選挙区第１区として合算されるべきところを、小選挙区第２区に合算された。この一覧表について小選挙区第１区と小選挙区第２区の投票者数合計が誤ったままの資料（別紙８－１－２、修正後の表）を配布した。この資料を見た報道機関からの指摘により気付いた。

２．原　　因：平成２４年４月１日の政令指定都市移行に伴い、投開票システムは委託業者により政令指定都市版のパッケージを熊本市仕様への改修が行われた。その後、委託業者は、熊本市仕様等を含む事前テストは投開票日の前日や当日を含め合計４日間行い、パッケージの動作テストは５つの行政区の投票集計テストは行なっていたが、９つの開票区全ての合算テストまでは行っていなかったため、プログラムの誤りを事前に発見することができなかった。この投開票システムは、本市において一般市版として長期安定稼働していたというシステムへの過信があり十分な確認を怠ったのも要因と考える。

３．対　　応：システム委託業者の担当ＳＥと市選管職員で原因を調査し、プログラムミスが原因と判明したので、その場で委託業者がプログラムを修正し、訂正した投票結果を発表した。
※背景として、システム委託業者と市選管との入念な確認作業が不十分であった。
市選管の確認不足

４．再発防止策

（１）当時の再発防止策

・投開票集計システムテストにおいては、前回選挙のデータを使用する等本番同様のテストとし、データ入力・確認・帳票の印刷等の一連の作業工程まで行い、誤りや入力ミス・誤作動等がないかリハーサルを行い、確認の徹底を図る。

（２）調査検討委員会の再発防止策

・投開票集計システムテストにおいて、投開票集計システムに使用するデータは前回選挙の実データ等、検算できるものを使用し、テスト終了後には、投開票システム内部のデータが完全にクリアされていることを市選管及び委託業者の複数人で確認する。

（別紙８－１－１）

熊本市衆議院小選挙区地図

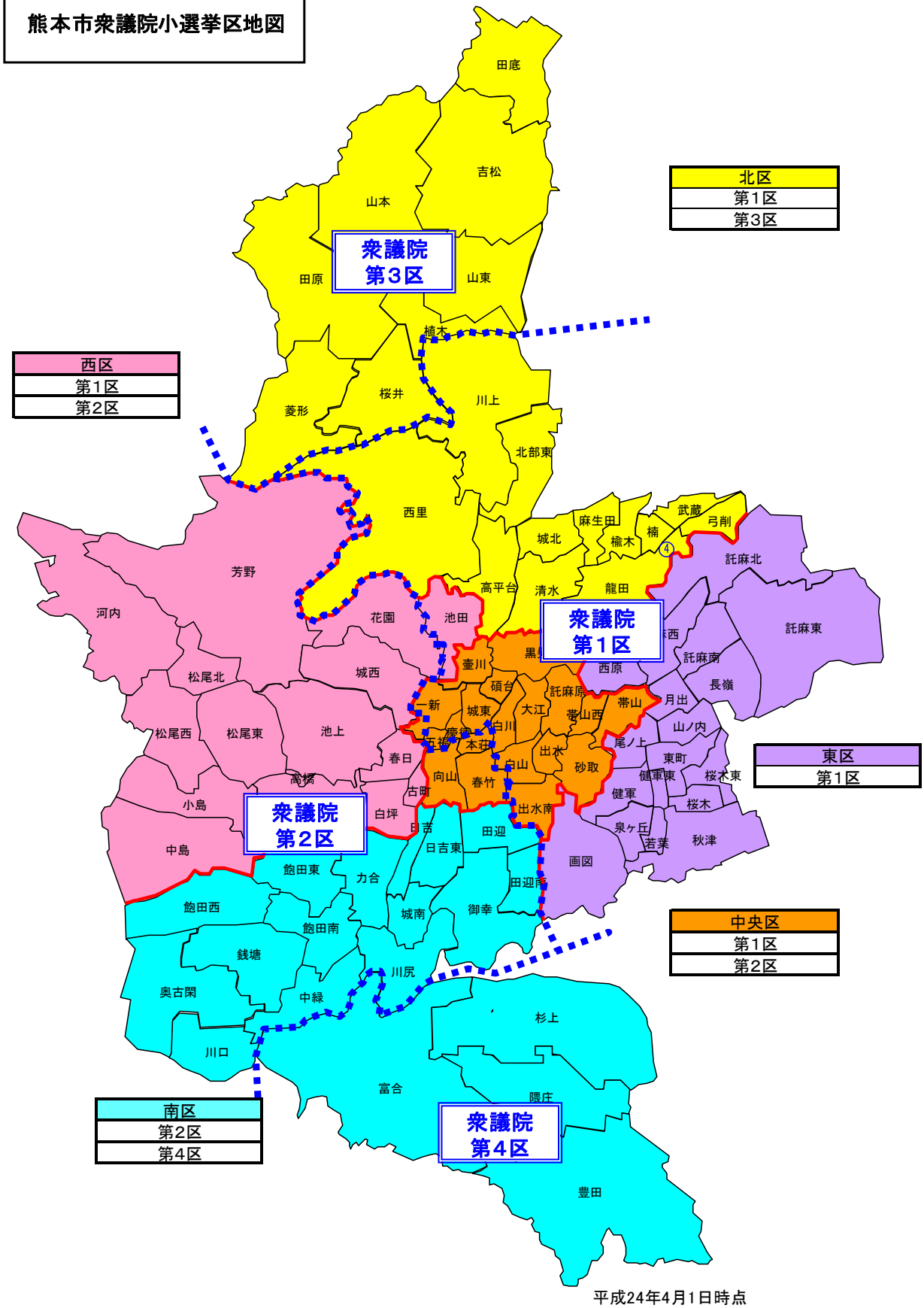

平成24年4月1日時点

投 票 状 況 一 覧 表（国内＋在外）

最終

平成２４年１２月１６日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙

熊本市選挙管理委員会

区 名	当日有権者数			投票者数			投票率			前回の投票率	期日前投票者数（再掲）	不在者投票者数（再掲）	補正登録者数（再掲）
	男	女	計	男	女	計	男	女	計				
中央区1	53,068	64,967	118,035	30,698	36,710	67,408	57.85	56.51	57.11		12,658	470	0
中央区2	10,856	13,171	24,027	5,412	6,369	11,781	49.85	48.36	49.03		1,845	83	0
東区	69,542	79,933	149,475	40,067	44,835	84,902	57.62	56.09	56.80		20,662	748	0
西区1	4,952	5,686	10,638	2,771	3,185	5,956	55.96	56.01	55.99		1,116	43	0
西区2	29,939	35,739	65,678	16,701	19,339	36,040	55.78	54.11	54.87		10,388	501	0
南区2	34,691	40,463	75,154	19,131	21,480	40,611	55.15	53.09	54.04		11,028	315	0
南区4	11,417	12,792	24,209	6,217	6,776	12,993	54.45	52.97	53.67		3,909	121	0
北区1	43,309	49,232	92,541	25,589	27,590	53,179	59.08	56.04	57.47		14,299	382	0
北区3	11,748	13,209	24,957	6,609	7,225	13,834	56.26	54.70	55.43		2,370	80	0
市計	269,522	315,192	584,714	153,195	173,509	326,704	56.84	55.05	55.87		78,275	2,743	0

第１区に合算されるべき
東区の数字が第２区に
合算されていた

選挙区	当日有権者数			投票者数			投票率			前回の投票率	期日前投票者数（再掲）	不在者投票者数（再掲）	補正登録者数（再掲）
	男	女	計	男	女	計	男	女	計				
第1区	170,871	199,818	370,689	99,125	112,320	211,445	58.01	56.21	57.04		48,735	1,643	0
第2区	75,486	89,373	164,859	41,244	47,188	88,432	54.64	52.80	53.64		23,261	899	0
第3区	11,748	13,209	24,957	6,609	7,225	13,834	56.26	54.70	55.43		2,370	80	0
第4区	11,417	12,792	24,209	6,217	6,776	12,993	54.45	52.97	53.67		3,909	121	0

（別紙８－１－２、修正後の表）

事例８－２　投票状況一覧の選挙執行日の記載誤り（市選管）

平成２４年１２月１６日執行　衆議院議員総選挙

１．発生と経過：２３時２５分頃に発表した小選挙区選挙の「投票状況一覧表」（別紙８－２、修正後の表）の選挙執行日「平成２４年１２月１６日執行」が、投開票システムテスト時の仮設定「平成２４年１１月１８日執行」の記載のまま公表した。この資料を見た報道機関からの指摘により気付いた。

２．原　　因：衆議院解散前の１１月から１２月にかけて各区選管職員に対し、事前の操作研修を複数回行った。選挙執行日を「１１月１８日」と仮設定し、テスト及び帳票確認を行ったが、最後の研修終了時に、委託業者が選挙執行日を本番の１２月１６日へ修正することを怠ったため、誤った選挙執行日の記載となった。市選管も発表資料について事前に行うべきチェックが不十分であり、誤った記載のまま公表した。

※背景として、システム委託業者と市選管との入念な確認作業が不十分であった。

市・区選管の確認不足

３．対　　応：執行日を修正し発表した。

４．再発防止策

（１）当時の再発防止策

・投開票システムテストには、区選管職員及び市選管職員が立会い、入力・速報・帳票印刷等の作業工程毎に、業者と職員とも帳票の確認を徹底する。

（２）調査検討委員会の再発防止策

・投開票集計システムテストにおいては、投開票集計システムに使用するデータは、前回選挙の実データ等、検算できるものを使用し、テスト終了後には、投開票システム内部のデータが完全にクリアされていることを、市選管のシステム担当者及び委託業者の複数人で確認、市選管の管理職へ報告する。

「平成24年11月18日執行」と
印字されていた。

平成２４年１２月１６日執行

投 票 状 況 一 覧 表（国内＋在外）

最終

衆議院小選挙区選出議員選挙

熊本市選挙管理委員会

区 名	当日有権者数			投票者数			投票率			前回の投票率	期日前投票者数（再掲）	不在者投票者数（再掲）	補正登録者数（再掲）
	男	女	計	男	女	計	男	女	計				
中央区1	53,068	64,967	118,035	30,698	36,710	67,408	57.85	56.51	57.11		12,658	470	0
中央区2	10,856	13,171	24,027	5,412	6,369	11,781	49.85	48.36	49.03		1,845	83	0
東区	69,542	79,933	149,475	40,067	44,835	84,902	57.62	56.09	56.80		20,662	748	0
西区1	4,952	5,686	10,638	2,771	3,185	5,956	55.96	56.01	55.99		1,116	43	0
西区2	29,939	35,739	65,678	16,701	19,339	36,040	55.78	54.11	54.87		10,388	501	0
南区2	34,691	40,463	75,154	19,131	21,480	40,611	55.15	53.09	54.04		11,028	315	0
南区4	11,417	12,792	24,209	6,217	6,776	12,993	54.45	52.97	53.67		3,909	121	0
北区1	43,309	49,232	92,541	25,589	27,590	53,179	59.08	56.04	57.47		14,299	382	0
北区3	11,748	13,209	24,957	6,609	7,225	13,834	56.26	54.70	55.43		2,370	80	0
市計	269,522	315,192	584,714	153,195	173,509	326,704	56.84	55.05	55.87		78,275	2,743	0

選挙区	当日有権者数			投票者数			投票率			前回の投票率	期日前投票者数（再掲）	不在者投票者数（再掲）	補正登録者数（再掲）
	男	女	計	男	女	計	男	女	計				
第1区	170,871	199,818	370,689	99,125	112,320	211,445	58.01	56.21	57.04		48,735	1,643	0
第2区	75,486	89,373	164,859	41,244	47,188	88,432	54.64	52.80	53.64		23,261	899	0
第3区	11,748	13,209	24,957	6,609	7,225	13,834	56.26	54.70	55.43		2,370	80	0
第4区	11,417	12,792	24,209	6,217	6,776	12,993	54.45	52.97	53.67		3,909	121	0

（別紙８－２、修正後の表）

事例８－３　投票集計誤り（比例代表選挙の投票集計）（北区選管）

平成２４年１２月１６日執行　衆議院議員総選挙

１．発生と経過：北区第１区開票所庶務係が投票録から投票者数を「投票集計パソコン」に入力する際に、「投票者数」を誤って「当日有権者数」を入力したため、集計表には投票率が「１００％」と印字された投票結果の資料（別紙８－３、修正後の表）を配布した。この資料を見た報道機関からの指摘により気付いた。

２．原　　因：北区第１区開票所において、庶務係が「投票録」から「投票者数」を読み上げて「投票集計パソコン」に入力する際に、「投票者数」欄を見誤り「当日有権者数」欄を読み上げて入力、入力後の確認も怠った。

帳票において投票率が１００％と表示されていたことから、資料を見ただけで直ちに異常と発見されるべきであったが、市選管も発表資料について事前に行うべきチェックが不十分であり、発表前のチェックを怠ったまま、資料を公表した。

※政令指定都市移行により小選挙区の開票区が９開票区（別紙８－１－１）となり、７開票区増えることになった。そのため開票所で集計を担当していた経験豊富な職員が分散し、それぞれの開票区を担当することになり、帳票等の確認が不十分となった。

区選管の確認不足。

３．対　　応：正確な数字を入力し直し、発表した。

４．再発防止策

（１）当時の再発防止策

・開票庶務係が投票録等を点検確認後、パソコンに投票状況を入力する際は、３人１組でお互いに確認しながら入力を行い、入力後に投票状況集計表を印刷し確認する。
さらに、別の２人１組により確認作業を行い、２回の確認を行うことにより正確性の徹底を図る。

・開票庶務係に、新たに区選管職員を配置、投票録等の書類の確認、パソコンへの入力・確認作業への指導・確認の徹底を図る。

（２）調査検討委員会の再発防止策

・開票庶務係が投票録等を点検確認後、パソコンに投票状況を入力する際は、３人１組でお互いに確認しながら入力を行い、入力後に投票状況集計表を印刷し確認する。
さらに、別の２人１組により確認作業を行い、２回の確認を行うことにより正確性の徹底を図る。

・開票庶務係に、区選管職員を配置、投票録等の書類の確認、パソコンへの入力・確認作業への指導・確認の徹底を図る。

（別紙８－３、修正後の表）

投 票 状 況 一 覧 表（国内＋在外）

最終

平成２４年１２月１６日執行

衆議院比例代表選出議員選挙

熊本市選挙管理委員会

区 名	当日有権者数			投票者数			投票率			前回の投票率	期日前投票者数（再掲）	不在者投票者数（再掲）	補正登録者数（再掲）
	男	女	計	男	女	計	男	女	計				
中央区1	53,068	64,967	118,035	30,689	36,709	67,398	57.83	56.50	57.10		12,657	470	0
中央区2	10,856	13,171	24,027	5,404	6,368	11,772	49.78	48.35	48.99		1,846	83	0
東区	69,542	79,933	149,475	40,061	44,828	84,889	57.61	56.08	56.79		20,668	748	0
西区1	4,952	5,686	10,638	2,771	3,186	5,957	55.96	56.03	56.00		1,117	43	0
西区2	29,939	35,739	65,678	16,69					8		10,399	500	0
南区2	34,691	40,463	75,154	19,12					2		11,028	315	0
南区4	11,417	12,792	24,209	6,216	6,777	12,993	54.4	2.98	53.67		3,910	121	0
北区1	43,309	49,232	92,54	25,745	27,419	53,164	59.44	55.69	57.45		14,301	383	0
北区3	11,748	13,209	24,957	6,610	7,226	13,836	56.26	54.71	55.44		2,370	82	0
市計	269,522	315,192	584,714	153,320	173,331	326,651	56.89	54.99	55.87		78,296	2,745	0

投票者数の項目に当日有権者数が入力されたため、
投票率が「100%」と表示された。

行政区	当日有権者数			投票者数			投票率			前回の投票率	期日前投票者数（再掲）	不在者投票者数（再掲）	補正登録者数（再掲）
	男	女	計	男	女	計	男	女	計				
中央区	63,924	78,138	142,062	36,093	43,077	79,170	56.46	55.13	55.73		14,503	553	0
東区	69,542	79,933	149,475	40,061	44,828	84,889	57.61	56.08	56.79		20,668	748	0
西区	34,891	41,425	76,316	19,470	22,530	42,000	55.80	54.39	55.03		11,516	543	0
南区	46,108	53,255	99,363	25,341	28,251	53,592	54.96	53.05	53.94		14,938	436	0
北区	55,057	62,441	117,498	32,355	34,645	67,000	58.77	55.48	57.02		16,671	465	0

事例８－４　当日有権者数の入力誤り（東区選管）

平成２４年１２月１６日執行　衆議院議員総選挙

１．発生と経過：東区の指定投票所において、区選管から提示された在外選挙人の当日有権者数により投票録を作成したが、比例代表の男女の数字下１桁に誤記入があった。開票所で、誤記入のまま投票集計パソコンに入力した結果、投票状況集計の小選挙区選挙と比例代表選挙で、当日有権者数の男女の合計が違う結果が生じたが、市選管も発表前のチェックを怠ったため、東区選管は誤った資料を発表した。この資料を見た報道機関からの指摘により気付いた。
（別紙８－４－１、修正後の表）

２．原　　因：投票録作成時に記入を間違えた在外選挙人の当日有権者数を「投票集計パソコン」に入力したことが原因であるが、投票録の作成、投票パソコンへの入力、投票結果の表の作成の各段階のいずれのタイミングでも区選管のチェックが機能しなかった。
※政令指定都市移行により小選挙区の開票区が９開票区（別紙８－１－１）となり、７開票区増えることになった。そのため開票所で集計を担当していた経験豊富な職員が分散し、それぞれの開票区を担当することになり、帳票等の確認が不十分となった。
区選管の確認不足。

３．対　　応：市選管職員で原因を調査し、正しい数字に修正した投票結果を発表した。

４．再発防止策

（１）当時の再発防止策

・指定投票所で投票録作成時に、区選管が作成した在外投票確認用のチェック表（別紙８－４－２）で、投票管理者と区選管職員が一緒に記載内容の確認を行う。
また、投票集計システムの在外投票に関する入力作業マニュアルを作成するとともに、開票所での在外投票入力後に、在外投票確認用のチェック表で、再度、開票庶務と区選管職員が一緒に入力内容の確認を行う。

（２）調査検討委員会の再発防止策

・指定投票所で投票録作成時に、区選管が作成した在外投票確認用のチェック表（別紙８－４－２）で、投票管理者と区選管職員が一緒に記載内容の確認を行う。
また、投票集計システムの在外投票に関する入力作業マニュアルを作成するとともに、開票所での在外投票入力後に、在外投票確認用のチェック表で、再度、開票庶務と区選管職員が一緒に入力内容の確認を行う。

投 票 状 況 一 覧 表（国内＋在外）

最終

平成２４年１２月１６日執行

衆議院比例代表選出議員選挙

熊本市選挙管理委員会

区 名	当日有権者数 男	当日有権者数 女	当日有権者数 計	投票者数 男	投票者数 女	投票者数 計	投票率 男	投票率 女	投票率 計	前回の投票率	期日前投票者数（再掲）	不在者投票者数（再掲）	補正登録者数（再掲）
中央区1	[illegible]	[illegible]	118,035	30,689	36,709	67,398	57.83	56.50	57.10		12,657	470	0
中央区2	10[illegible]	13,171	24,027	5,404	6,368	11,772	49.78	48.35	48.99		1,846	83	0
東区	69,542	79,933	149,475	40,061	44,828	84,889	57.61	56.08	56.79		20,668	748	0
西区1	4,952	5,686	10,638	2,771	3,186	5,957	55.96	56.03	56.00		1,117	43	0
西区2	29,939	35,739	65,678	16,699	19,344	36,043	55.78	54.13	54.88		10,399	500	0
南区2	34,691	40,463	75,154	19,125	21,474	40,599	55.13	53.07	54.02		11,028	315	0
南区4	11,417	12,792	24,209	6,216	6,777	12,993	54.45	52.98	53.67		3,910	121	0
北区1	43,309	49,232	92,541	25,745	27,419	53,164	59.44	55.69	57.45		14,301	383	0
北区3	11,748	13,209	24,957	6,610	7,226	13,836	56.26	54.71	55.44		2,370	82	0
市計	269,522	315,192	584,714	153,320	173,331	326,651	56.89	54.99	55.87		78,296	2,745	0

当日有権者数の小選挙区選挙と比例代表選挙で男女の数が異なっていた。

行政区	当日有権者数 男	当日有権者数 女	当日有権者数 計	投票者数 男	投票者数 女	投票者数 計	投票率 男	投票率 女	投票率 計	前回の投票率	期日前投票者数（再掲）	不在者投票者数（再掲）	補正登録者数（再掲）
中央区	63,924	78,138	142,062	36,093	43,077	79,170	56.46	55.13	55.73		14,503	553	0
東区	69,542	79,933	149,475	40,061	44,828	84,889	57.61	56.08	56.79		20,668	748	0
西区	34,891	41,425	76,316	19,470	22,530	42,000	55.80	54.39	55.03		11,516	543	0
南区	46,108	53,255	99,363	25,341	28,251	53,592	54.96	53.05	53.94		14,938	436	0
北区	55,057	62,441	117,498	32,355	34,645	67,000	58.77	55.48	57.02		16,671	465	0

（別紙８－４－１、修正後の表）

（別紙８－４－２）

投票結果　（衆議院比例代表選出議員選挙）

市町村名	熊本市○区

確定時刻	

国内

区分		男	女	計
選挙当日有権者数		人	人	人
投票者数		人	人	人
内訳	当日投票者数	人	人	人
	期日前投票者数	人	人	人
	不在者投票者数	人	人	人
棄権者数		人	人	人
投票率		%	%	%

在外

区分		男	女	計
選挙当日有権者数		人	人	人
投票者数		人	人	人
内訳	当日投票者数	人	人	人
	期日前投票者数	人	人	人
	不在者投票者数	人	人	人
	在外公館投票者数	人	人	人
	郵便等投票者数	人	人	人
棄権者数		人	人	人
投票率		%	%	%

国内＋在外

区分	男	女	計
選挙当日有権者数	人	人	人
投票者数	人	人	人
棄権者数	人	人	人
投票率	%	%	%